

V-3 運転免許

日本にほんで自動車じどうしゃやバイクばいくを運転うんてんするときには、運転免許うんてんめんきょが必要です。運転うんてんするときには、必ずかなら免許証めんきょしょうを携帯けいたいし、車検証しゃけんしょうを車両しゃりょうに積まなければいけません。

1. 国際免許

ジュネーブ条約じゅねーぶじょうやくを結んでいる国くにが発行はっこうしている国際免許証こくさいめんきょしょうを使って日本にほんで運転うんてんできます。ただし、日本にほんに来てから1年間ねんかんまたは国際免許の有効期間こくさいめんきょのゆうこうきかんのどちらか短い期間みじかきかんだけです。国際免許証こくさいめんきょしょうは日本にほんで更新こうしん手続きはできません。1年以上ねんいじょう日本にほんに住む場合は、日本の免許めんきょに切替きりかえて下さい。

2. 外国免許の切り替え

あなたが有効ゆうこうな外国がいこくの免許めんきょを持っていて、かつ、その国の免許めんきょをとってから合計ごうけいして3ヶ月かげつ以上いじょう滞在たいざい（出入国しゅつにゅうこくの証印しょういんのあるパスポート等ばすぽーととう、滞在期間たいざいきかんを証明しょうめいする資料しりょうが必要ひつようとなります。）していれば、運転免許試験うんてんめんきょしけんの決められた科目かもくのうち、一部の試験しけんを受けないで、あなたが持っている種類しゅるいの日本の免許めんきょをとることができます。申請しんせいは日本にほんでの住所地じゅうしょち（滞在先たいざいさきを含む）を管轄かんかつする公安委員会こうあんいいんかいでできます。大阪おおさかであれば、門真運転免許試験場かどまうんてんめんきょしけんじょう又は光明池運転免許試験場こうみょういけうんてんめんきょしけんじょうとなります。手続きは、書類審査しゅるいしんさと会話かいわによる質問しつもんのあと、運転うんてんについて必要な知識ちしきの確認かくにんや技能ぎのうの確認かくにんを行い、運転うんてんすることに問題もんだいがないと認められた場合ばあいには、免許試験めんきょしけんの一部いちぶ（学科試験がくしけん、技能試験ぎのうしけん）を受けないでよくなります。

必要書類ひつようしゅるいは、

1. 外国がいこくの運転免許証うんてんめんきょしょう（交付日こうふびの記載きざいがない場合等ばあいとうには、免許の経歴証明めんきょけいれきしょうめいが必要です。）
2. 外国がいこくの運転免許証うんてんめんきょしょうの表裏おもてうらのコピー
3. 外国がいこくの運転免許証うんてんめんきょしょうの日本語にほんごによる翻訳証明書ほんやくしやうめいしょ（取得国しゅとくこくにちりょうじかん 在日領事館にほんじどうしやれんめいまたは日本自動車連盟にほんじどうしやれんめい（JAF）で翻訳したもの）
日本自動車連盟にほんじどうしやれんめい（JAF）関西本部大阪支部 ☎072-645-1300
4. パスポート（更新こうしんしている場合は古いパスポートも持っていくこと。）
5. パスポートのコピー
6. 国籍こくせきが記載きざいされた住民票じゅうみんひょうの写し（住民基本台帳法じゅうみんきほんだいちょうほうの適用てきようを受けない場合は、パスポートなどと免許申請めんきょしんせいする住所じゅうしょに滞在たいざいしていることを証明しょうめいする書類）
7. 写真1枚しやしんまい（6カ月以内かげついに撮った写真しやしんで、縦3cm×横2.4cm、帽子なし、前まへを向いた、胸から上むねからうへの写真しやしんで、後ろうしろに何も写っていない写真）
8. 筆記具ひっきぐ（黒又は青色くろまたあおいろのボールペン）
9. 手数料てすりょう

上記以外じょうきいがいの書類しゅるいが必要ひつようなことがあります。

知識確認審査ちしきかくにんしんさのための試験しけんは、日本語にほんご、英語えいご、韓国・朝鮮語かんこくちょうせんご、中国語ちゅうごくご、スペイン語すぺいんご、ポルトガル語ぽるとがるご、ペルシャ語ぺるしやご、ロシア語ろしあご、タガログ語たがろくご、タイ語たいご、ベトナム語べとなむごから選べます。詳しくは、門真運転免許試験場かどまうんてんめんきょしけんじょうもしくは光明池運転免許試験場こうみょういけうんてんめんきょしけんじょうにお問い合わせといあわください。

3. 日本の運転免許の新規取得

日本で新しく運転免許をとるには、次の2つの方法があります。

- 運転免許試験場で適性検査、学科試験及び技能試験を受験。合格後、取得時講習を受講します。学科試験では、英語、中国語及びポルトガル語で受験できます。
- 自動車運転の教習所に通い、内部の技能試験に合格してから卒業後運転免許試験場で、適性検査及び学科試験を受験し合格します。教習所の費用は20万円から30万円程度です。

運転免許試験場

門真運転免許試験場

門真市一番町23番16号

- 京阪電車「古川橋」駅→京阪バス「免許試験場」
- 京阪電車「古川橋」駅から歩いて約20分（約1.5キロメートル）

☎ 06-6908-9121

光明池運転免許試験場

和泉市伏屋町5丁目13番1号

（泉北高速鉄道「光明池」駅から歩いて約5分（約400m））

☎ 0725-56-1881

4. 外国免許の翻訳

外国免許の翻訳は日本自動車連盟（JAF）が有料で行っています。英語の話せるスタッフがいる時もあります。翻訳を頼む時、必要な書類は有効期限内の外国の運転免許証です。

日本自動車連盟関西本部大阪支部（JAF）

茨木市中穂積2-1-5（JR茨木駅下車徒歩約19分）

☎ 072-645-1300

[URL https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/switch-to-japanese-license](https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/switch-to-japanese-license)

5. 日本での運転ルール

日本自動車連盟（JAF）が英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語の書籍「交通の教則」（Rules of the Road）を有料で販売しています。

[URL https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/rules-of-the-road](https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/rules-of-the-road)